

下記の情報は 2026 年度以前の入学者向けです。

立命館大学文学部における「登録日本語教員」の資格取得について

1. 登録日本語教員とは

「登録日本語教員」は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日より施行された日本語教師の国家資格です。この資格は、日本語教師として必要な知識、技能、実践的な技術を修得していることを示すものです。日本国内の認定日本語教育機関(文部科学省の認定を受けた日本語学校等)で日本語を教えるためには、必要となります。その他の日本語教育機関でも、これから求められることは多くなると考えられています。

2. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

登録日本語教員の資格を得るには、①「日本語教員試験(基礎試験と応用試験)」の合格に加え、②「実践研修(日本語教育実習)」の修了が必要です。ただし、一定の要件を満たす方は、①日本語教員試験の一部(基礎試験)と②実践研修の免除、講習受講による基礎試験・実践研修の免除といった措置を経過措置期間内であれば受けることができます。

立命館大学文学部の在学生・卒業生は、入学年度によって受けられる経過措置(資格取得ルート)が異なります。経過措置を受ける場合は、下記の図表を参考に、ご自分がどのルートに当たるかを確認してください。また、経過措置の対象者であるかどうかの確認を希望される方は、文学部事務室にお問い合わせください。

表1 登録日本語教員経過措置(立命館大学文学部在学生・卒業生の場合)

対象者	資格 取得ルート	基礎 試験	応用 試験	実践 研修	留意 事項
2019 年度～2026 年度に入学し、文学部 言語コミュニケーション専攻 または 言語学・日本語教育専攻の日本語教師養成課程を修了する者(在校生および卒業生、現職者かどうかは問わない)	経過措置 C ルート	免除	各自で 受験	免除	経過措置は 2033 年 3 月 31 日まで
2012 年度～2018 年度に入学し、文学部言語コミュニケーション専攻 日本語教師養成課程を修了して卒業した <u>現職者</u>	経過措置 D-I ルート	免除	各自で 受験	免除	講習Ⅱが必要、 経過措置は 2029 年 3 月 31 日まで

※現職者とは、2019 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者を指す。

又都科学省

Email letters@st.ritsumei.ac.jp